

7305 現金等の持ち出し（持ち込み）

一定金額以上の現金等を携帯して出国又は入国する場合には、事前に税関への届出が必要です。

1. 届出が必要とされるのは、次のような場合です。

(1) 次のものの合計額が100万円相当額を超える場合

- ・現金（本邦通貨、外国通貨）
- ・小切手（トラベラーズ・チェックを含む）
- ・約束手形
- ・有価証券（株券、国債等）

(2) 金の地金(純度90%以上)の重量が1kgを超える場合

(参考) 外国通貨等の日本円への換算レートは、コード番号1407「課税価格の換算に用いる週間外国為替円換算レート表」を参照してください。

株券等の場合、その時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額で届出を行ってください。

2. 「支払手段等の携帯輸出・輸入届出書」に住所、氏名、支払手段等の種類・価額等を記載して、空港等の税関に届出してください。届出書は、空港の税関検査場や海港の税関官署等にございます。

(外国為替及び外国貿易法第19条第3項、外国為替令第8条の2、外国為替に関する省令第10条)